

令和6年 第5回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和6年3月21日(木)

午後3時00分

場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第4回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | |
|--|-------|
| (1) 未来創造・教育力向上特別委員会の概要について | ——別添1 |
| (2) 令和6年度子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰の受賞について | ——当日1 |
| (3) 川口市スポーツ推進委員の解嘱について | —— 1 |
| (4) 令和5年度大貫海浜学園・水上少年自然の家校外教育終了報告について | —— 2 |
| (5) 令和6年度大貫海浜学園・水上少年自然の家校外教育の実施について | —— 3 |
| (6) 校外教育及び公立幼稚園に係る検討状況の報告について | —— 4 |
| (7) 令和6年度川口市スクールソーシャルワーカーについて | —— 5 |
| (8) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の解嘱について | —— 7 |

5 協議事項

6 議 事

- | | |
|---|----------|
| 議案第16号 職員の人事について | ——当日2(秘) |
| 議案第17号 専決処分の承認について(職員の人事について) | ——当日3(秘) |
| 議案第18号 職員の人事について | ——当日4(秘) |
| 議案第19号 文化財の指定について | —— 9 |
| 議案第20号 川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて | —— 10 |
| 議案第21号 令和6年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて | —— 11 |
| 議案第22号 令和6年度川口市立教育研究所嘱託医を委嘱することについて | —— 12 |
| 議案第23号 令和6年度川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて | —— 13 |
| 議案第24号 令和6年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを委嘱することについて | —— 14 |
| 議案第25号 令和6年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて | —— 15 |
| 議案第26号 令和6年度使用文部科学省著作教科書を採択することについて | ——当日5(秘) |
| 議案第27号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師を委嘱することについて | —— 16 |
| 議案第28号 川口市教育局組織規則の一部を改正する規則について | —— 19 |

議案第29号	川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について	—	21
議案第30号	川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則について	—	23

7 その他

8 閉会

教育長報告（3）

川口市スポーツ推進委員の解嘱について

地区名	氏名	委嘱年月日	解嘱年月日
幸栄公民館地区	渡邊 日出雄	平成25年4月1日	令和6年3月31日

教育長報告（４）

令和５年度大貫海浜学園・水上少年自然の家校外教育終了報告について

1 大貫海浜学園 校外教育

(1) 実施期間 令和５年５月１０日（水） ～ １１月２８日（火）

(2) 参加人員	児童	引率教師	
通常学級	4,608人	355人	
特別支援学級	86人		
合計	4,694人	355人	5,049人

(児童参加率 96.6%)

※特別支援学級は、従来の合同隊ではなく、各学校の通常学級と一緒に実施

(3) 交通機関 民間貸切バス 198台

※指導者講習会バス2台含む

2 水上少年自然の家 校外教育

(1) 実施期間 令和５年５月２３日（火） ～ １１月９日（木）

(2) 参加人員	生徒	引率教師	
通常学級	4,188人	326人	
特別支援学級	82人		
合計	4,270人	326人	4,596人

(生徒参加率 91.5%)

※特別支援学級は合同隊にて実施（一部通常学級と一緒に実施）

(3) 交通機関 民間貸切バス 162台

※指導者講習会バス2台含む

3 新型コロナウイルス感染症対策

- ・通常2泊3日実施を、1泊2日の実施とした。
- ・バス台数を基本各校1台増とした。
- ・各所に手指消毒用機器を設置した。
- ・児童生徒退館後に施設内のアルコール消毒を実施した。

教育長報告（5）

令和6年度大貫海浜学園・水上少年自然の家校外教育の実施について

1 実施方法

大貫海浜学園	1泊2日
水上少年自然の家	2泊3日

2 大貫海浜学園を1泊2日とした理由

令和6年度の実施については、令和5年度同様宿泊を伴った実施を前提として、様々な角度から検討を重ねてきた。

令和5年度の実施を振り返り、大貫海浜学園についてはバスを各学校の専属とした1泊での実施において、校外教育の目的である、豊かな環境の中で自然に親しみ、集団活動を通じて学校・家庭・地域では得がたい経験を十分に得ることが可能と考え、前年度と同様の実施がふさわしいと判断した。

3 水上少年自然の家を2泊3日とした理由

大貫海浜学園同様、令和6年度の実施については、宿泊を伴った実施を前提として、様々な角度から検討を重ねてきた。

令和5年度を振り返り、移動にも時間を要す水上については、新型コロナウイルス感染症の5類移行も踏まえ、活動内容から2泊での実施がふさわしいと判断した。

なお、バスの配車については、大貫と同様、行程中は各学校専属とする。

4 実施状況

令和元年度	2泊3日
令和2年度	中止
令和3年度	日帰り
令和4年度	日帰り
令和5年度	1泊2日
令和6年度	1泊2日（大貫海浜学園・予定） 2泊3日（水上少年自然の家・予定）

教育長報告（6）

校外教育及び公立幼稚園に係る検討状況の報告について

1 校外教育

現在、校外教育の当初の目的の達成が難しくなっていることに加え、施設が老朽化している一面もある。

大貫海浜学園については、気候や周囲の環境変化等により、当該施設での校外教育は開設当初の目的を達成することが難しく、また、築年数からも大規模な改修等は現実的ではないと考えられることから、3年程度の移行期間を設け、現施設の使用は5年後の令和10年度末までとし、令和11年度からは現施設を使用しない新たな実施方法による校外教育への移行を目指す。

水上少年自然の家については、現在の実施方法を維持しつつ、築50年を迎える令和24年度末までに、大貫海浜学園と同様に新たな方法での校外教育への移行を目指す。

教育長報告（7）

令和6年度川口市スクールソーシャルワーカーについて

1 趣旨

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークの活用などにより、問題を抱える児童生徒及び保護者等に支援を行う専門家である川口市スクールソーシャルワーカーを川口市立教育研究所に配置し、学校が関係機関等と連携して、児童生徒の問題行動等への対応が図られるようにする。

2 採用人数 9名（スーパーバイザー1名含む）

3 配置

川口市立教育研究所に配置

※学校の要請に応じて、学校へ派遣

4 勤務条件

週2日 1日あたり6時間 年間90日以内

5 業務内容

- ・問題を抱える児童等が置かれた環境への働き掛け
- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動 等

6 採用をする者

氏名	配属先	再・新
三宅 朋子 (SVとして採用)	川口市立教育研究所	再
須藤 加代子	川口市立教育研究所	再
矢作 勇一	川口市立教育研究所	新
佐藤 敦子	川口市立教育研究所	新
小池 名保美	川口市立教育研究所	新
服部 牧子	川口市立教育研究所	新
田嶋 加代子	川口市立教育研究所	新

※9名中2名については追加募集中

7 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

教育長報告（8）

学校医・学校歯科医・学校薬剤師の解嘱について

氏名	委嘱校	委嘱年月日	解嘱年月日	備考
長汐 美江子	新郷南小学校	平成7年4月1日	令和5年12月6日	内科
杉田 之宏	新郷東小学校	令和4年10月1日	令和5年12月31日	内科
渋谷 泰寛	新郷小学校	令和元年7月1日	令和6年3月31日	内科
渋谷 泰寛	中居小学校	平成30年4月1日	令和6年3月31日	内科
寺内 厳織	北中学校	令和4年10月1日	令和6年3月31日	内科
寺内 厳織	芝中学校	令和4年10月1日	令和6年3月31日	内科
東 真樹	鳩ヶ谷中学校	平成29年4月1日	令和6年3月31日	内科
阮 俊榮	新郷小学校	令和3年4月1日	令和6年3月31日	眼科
飯田 裕太郎	安行東小学校	令和3年4月1日	令和6年3月31日	眼科
原田 卓	戸塚西中学校	令和3年4月1日	令和6年3月31日	眼科
小田 典子	芝小学校	平成13年4月1日	令和6年3月31日	眼科
目澤 美佳子	新郷南小学校	平成8年4月1日	令和6年3月31日	眼科
蒲山 俊夫	南中学校	平成13年4月1日	令和6年3月31日	眼科
林 陽子	柳崎小学校	平成18年4月1日	令和6年3月31日	眼科
藤田 恒明	芝西小学校	平成12年4月1日	令和6年3月31日	眼科
木戸口 裕	里小学校	平成23年10月11日	令和6年3月31日	眼科
深川 晃	戸塚北小学校	平成18年4月1日	令和6年3月31日	眼科
浅岡 哲生	戸塚小学校	令和3年4月1日	令和6年3月31日	眼科
深川 晃	戸塚中学校	平成18年4月1日	令和6年3月31日	眼科
中村 美佳	芝南小学校	平成30年4月1日	令和6年3月31日	眼科
蒲山 俊夫	飯仲小学校	平成13年4月1日	令和6年3月31日	眼科

氏名	委嘱校	委嘱年月日	解嘱年月日	備考
武井 美恵子	元郷小学校	平成18年4月1日	令和6年3月31日	眼科
蒲山 順吉	青木中央小学校	令和2年4月1日	令和6年3月31日	眼科
福田 まさ子	南鳩ヶ谷小学校	平成23年10月11日	令和6年3月31日	眼科
浅岡 哲生	八幡木中学校	平成23年10月11日	令和6年3月31日	眼科
吉田 健	前川東小学校	昭和55年4月1日	令和6年3月31日	耳鼻科
吉田 健	並木小学校	平成10年4月1日	令和6年3月31日	耳鼻科
吉田 健	前川小学校	平成元年4月1日	令和6年3月31日	耳鼻科
吉田 健	青木中学校	昭和63年4月1日	令和6年3月31日	耳鼻科
峯岸 成	慈林小学校	令和3年4月1日	令和6年3月31日	耳鼻科
峯岸 成	新郷小学校	令和3年4月1日	令和6年3月31日	耳鼻科
住沢 昌二	戸塚綾瀬小学校	平成9年4月1日	令和6年3月31日	歯科
田辺 盛光	芝樋ノ爪小学校	平成15年10月1日	令和6年3月31日	歯科
大浦 智隆	安行東中学校	昭和60年4月1日	令和6年3月31日	歯科
石井 紀佳	戸塚小学校	昭和58年4月1日	令和6年3月31日	薬剤師
小崎 康男	芝小学校	平成19年10月1日	令和6年3月31日	薬剤師
小崎 康男	前川小学校	平成22年4月1日	令和6年3月31日	薬剤師
秦泉寺 重男	元郷小学校	昭和46年4月1日	令和6年3月31日	薬剤師
秦泉寺 重男	元郷中学校	平成24年4月1日	令和6年3月31日	薬剤師
徳田 重徳	領家中学校	昭和59年4月1日	令和6年3月31日	薬剤師
徳田 重徳	神根中学校	平成22年4月1日	令和6年3月31日	薬剤師
長谷川 直生	榛松中学校	令和4年4月1日	令和6年3月31日	薬剤師

議案第19号

文化財の指定について

令和6年2月20日付川口市文化財保護審議会から答申のあった下記の文化財を有形文化財（考古資料）に指定することについて、川口市文化財保護条例（昭和37年条例第15号）第10条第1項の規定により議決を求める。

記

名称	員数	所在地	所有（管理）者
東本郷曲輪遺跡古墳出土馬具等金属製品一括	20点	川口市本町1丁目17番1号	川口市

令和6年3月21日提出

川口市教育委員会教育長 井上清之

令和6年2月20日

川口市教育委員会
教育長 井上 清之 様

川口市文化財保護審議会
会長 有 元 修 一

文化財の指定について（答申）

令和6年1月18日付け議決第1号により貴教育委員会から諮問されました文化財の指定につきまして、当審議会の意見は、下記のとおりです。

答申する指定候補文化財

	種別及び名称	員 数	所 在 地	所有（管理）者
1	有形文化財（考古資料） 東本郷曲輪遺跡古墳出土馬具 等金属製品一括	20点	川口市本町1 丁目17番1 号	川口市

諮問された「東本郷曲輪遺跡出土金属製品」については、諮問時の名称「東本郷曲輪遺跡出土金属製品」を「東本郷曲輪遺跡古墳出土馬具等金属製品一括」に改め指定することが適当と認めます。

指定候補文化財概要報告書

(1) 種別 有形文化財（考古資料）

名称 東本郷曲輪遺跡出土古墳出土馬具等金属製品一括

員数 20点

馬具 14点

内訳 耳環 2点

鉄鏃 1点

太刀 3点

所在地 川口市本町1-17-1 川口市立文化財センター

所有者 川口市

年代 古墳時代

概要 東本郷曲輪遺跡は、市の東部中央、大宮台地鳩ヶ谷支台の東南端近くの新郷地区に位置している。この地域の字は「曲輪」であり、江戸時代に記された『新編武蔵風土記稿』に太田道灌の築いた本郷城の土塁の跡が残ると記述されている。

発掘調査では縄文時代早期後葉から晚期中葉の土坑や溝状遺構、古墳4基（円墳）、9世紀中頃の火葬墓3基、中世の城跡を構成する土塁、堀跡などが確認された。

出土した馬具片（環状鏡板付轡・辻金具・爪型金具・鉸具）はいずれも遺存状態が良好である。環状鏡板付轡が一領分と全国的にも珍しいT字型の辻金具・爪型金具・鉸具が出土し、馬の顔面を覆う面繫の装具一式と推定される。面繫一式が良好な状態で出土する例は少なく非常に貴重である。年代については環状鏡板付轡の形状から6世紀末から7世紀前半頃と推定される。馬具の他にも古墳の埋葬品と考えられる鍍金された耳環や大刀片、鉄鏃なども出土した。また、馬具一式が出土した溝跡は、馬骨は確認されていないものの、古墳の被葬に伴い馬も埋葬した「殉葬墓」の可能性もあり貴重な例といえる。

面繫の装具一式が出土する例やT字型の辻金具が出土する例は少なく、全国的に見ても貴重な資料である。また、馬具はいずれも遺存状態が良好であり、古墳時代の馬具の復元を検討する上でも貴重な資料である。さらに、かつて川口市に存在した新郷古墳群の様相や、古墳時代の川口市域の歴史を知る上でも重要な資料といえる。

今後は指定文化財として保護することが望ましい。

議案第20号

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

川口市スポーツ推進委員に次の者を委嘱するため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項及び川口市スポーツ推進委員に関する規則（昭和38年教育委員会規則第1号）第3条の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

地区名	氏名	備考
幸栄公民館地区	永浦 徹也	特技 野球
並木公民館地区	石塚 義雄	特技 卓球
神根東公民館地区	浜田 和久	特技 野球・サッカー
戸塚西公民館地区	竹成 美有樹	特技 バレーボール
芝西公民館地区	田中 規夫	特技 ソフトボール

2 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年3月21日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第21号

令和6年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて

川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーに次の者を委嘱するため、川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラー設置要項第2の規程により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

	氏名	再・新
メンタルヘルスチーフカウンセラー	土井 一博	再
メンタルヘルスカウンセラー	大林 ひろこ	再

2 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年3月21日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第22号

令和6年度川口市立教育研究所嘱託医を委嘱することについて

川口市立教育研究所嘱託医に次の者を委嘱するため、川口市立教育研究所嘱託医による医療相談実施要綱第2の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	現在の職	再・新
柴田 勲	精神科医 しばた心身クリニック院長	再

2 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年3月21日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第23号

令和6年度川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて

川口市立教育研究所カウンセラーに次の者を委嘱するため、川口市立教育研究所カウンセラー設置要綱第2の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
山崎 健之介	川口市立教育研究所	再
雪田 彩子	川口市立教育研究所	再
小泉 藤子	川口市立教育研究所	再
今野 洋子	川口市立教育研究所	再
飯塚 幸子	川口市立教育研究所	再
久保 由紀子	川口市立教育研究所	再
海老澤 香菜恵	川口市立教育研究所	再

2 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年3月21日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第 2 4 号

令和 6 年度川口市立教育研究所嘱託カウンセラーを委嘱することについて
川口市立教育研究所嘱託カウンセラーに次の者を委嘱するため、川口市立教育研
究所嘱託カウンセラー設置要綱第 2 の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏 名	現在の職	再・新
杉山 雅宏	東京家政大学人文学部 心理カウンセリング学科 教授	再

2 任期

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 3 月 2 1 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

議案第25号

令和6年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて

川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーに次の者を委嘱するため、川口市立教育研究所特別支援アドバイザー設置要綱第2の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

氏名	配属先	再・新
齋藤 光男	川口市立教育研究所	再
上原 節子	川口市立教育研究所	再
足助 啓子	川口市立教育研究所	再
後藤 和子	川口市立教育研究所	再
戸ヶ崎 幾江	川口市立教育研究所	再
白尾 由美子	川口市立教育研究所	再
廣門 明子	川口市立教育研究所	新

2 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年3月21日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第 27 号

学校医・学校歯科医・学校薬剤師を委嘱することについて

学校医・学校歯科医・学校薬剤師に別紙の者を委嘱するため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条第 3 項の規定により議決を求める。

令和 6 年 3 月 21 日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

委嘱をする者

氏名	委嘱校	委嘱年月日	備考
若林 大樹	新郷南小学校	令和6年4月1日	兼任・内科
上野 健太郎	新郷小学校	令和6年4月1日	新任・内科
上野 健太郎	中居小学校	令和6年4月1日	新任・内科
小野寺 浩之	北中学校	令和6年4月1日	新任・内科
吉川 英志	芝中学校	令和6年4月1日	新任・内科
岡本 和久	新郷東小学校	令和6年4月1日	新任・内科
香川 景政	鳩ヶ谷中学校	令和6年4月1日	新任・内科
坂本 英之	新郷小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
坂本 英之	安行東小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
坂本 英之	戸塚西中学校	令和6年4月1日	新任・眼科
玉置 惣一郎	芝小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
玉置 惣一郎	新郷南小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
玉置 惣一郎	南中学校	令和6年4月1日	新任・眼科
林 雄介	柳崎小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
林 雄介	芝西小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
林 雄介	里小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
本田 博英	戸塚北小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
本田 博英	戸塚小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
本田 博英	戸塚中学校	令和6年4月1日	新任・眼科
加藤 正夫	芝南小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
加藤 正夫	飯仲小学校	令和6年4月1日	新任・眼科

加藤 正夫	元郷小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
加藤 有里	青木中央小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
加藤 有里	南鳩ヶ谷小学校	令和6年4月1日	新任・眼科
加藤 有里	八幡木中学校	令和6年4月1日	新任・眼科
峯岸 成	前川東小学校	令和6年4月1日	兼任・耳鼻科
峯岸 成	並木小学校	令和6年4月1日	兼任・耳鼻科
峯岸 成	前川小学校	令和6年4月1日	兼任・耳鼻科
堤内 亮博	青木中学校	令和6年4月1日	兼任・耳鼻科
上浦 大輝	慈林小学校	令和6年4月1日	兼任・耳鼻科
上浦 大輝	新郷小学校	令和6年4月1日	兼任・耳鼻科
羽鳥 千明	戸塚綾瀬小学校	令和6年4月1日	兼任・歯科
川谷内 敬太	芝樋ノ爪小学校	令和6年4月1日	新任・歯科
大木 峻佑	安行東中学校	令和6年4月1日	新任・歯科
横井 歩美	元郷小学校	令和6年4月1日	新任・薬剤師
伊藤 房恵	前川小学校	令和6年4月1日	新任・薬剤師
渡部 聖	戸塚小学校	令和6年4月1日	新任・薬剤師
鹿嶋 康久	榛松中学校	令和6年4月1日	新任・薬剤師
三井 勇磨	領家中学校	令和6年4月1日	新任・薬剤師
長谷川 直生	芝小学校	令和6年4月1日	新任・薬剤師
浅井 礼子	神根中学校	令和6年4月1日	兼任・薬剤師
平柳 類	元郷中学校	令和6年4月1日	兼任・薬剤師

議案第28号

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月21日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則

川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「管理係 教職員係」を「管理係 放課後児童クラブ係 教職員係」に改める。

第10条学校教育部学務課の事務分掌に次の1号を加える。

(7) 本市が運営する放課後児童クラブに関すること。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「教育長」の次に「又は副教育長」を加え、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 教育局に副教育長を置くことができる。

2 副教育長は、教育長を補佐し、教育長の命を受け、重要な施策並びに特命事項及び新規教育行政課題についての事務を監督する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第29号

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月21日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川口市教育局職員安全衛生管理規程（平成9年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「文化財センター
（郷土資料館を含む。）」 を 「文化財センター及び文化財課執務室」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

議案第30号

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月21日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則

川口市学校給食実施規則（平成23年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「校長を経て、教育長に学校給食申込書を提出するものとする」を「別に定める方法により、教育委員会に申し込まなければならない」に改める。

第3条第1項中「教育長は」を「教育委員会は、毎年度」に改め、同条第2項中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「中止しよう」を「当該中止しよう」に、「教育長」を「教育委員会」に改める。

第4条第1項中「学校給食費の額」を「教育委員会」に、「年額を教育長が」を「学校給食費の年額を」に改め、同条第2項中「市の」を削り、同条第3項中「前月末日」を「2月末日（その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）」に改め、同条第4項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第5条から第9条までの規定中「教育長」を「教育委員会」に改める。

附 則

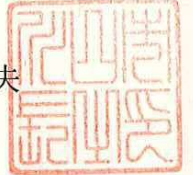
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 28 号～
第 30 号参考資料

川行収第171号
令和6年3月7日

川口市教育委員会
教育長 井上 清之 様

川口市長 奥ノ木 信夫



地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく協議について

令和6年3月5日付け川教総発第55号で協議依頼のありました、下記の内容について同意いたします。

記

1 協議内容

教育委員会事務局に一般職の部長職として新たに副教育長を配置することに伴い、教育委員会所管規則を改正する必要があるため、地方自治法第180条の4第2項の規定により協議を行うもの。

2 新たな職の配置を必要とする理由

教育行政における新たな課題に対し、迅速・的確に対応するための体制を整備するうえで、教育長を補佐する職を新たに配置する必要性があるため。

3 規則改正年月日

令和6年4月1日

4 改正を予定している規則

- (1) 川口市教育局組織規則
- (2) 川口市教育局事務専決規則

担 当

総務部行政管理課行政管理係

内 線 10060



川口市教育局組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

副教育長の新設に関し、必要な規定を設けるもの。また、令和6年度組織改正に基づき、学校教育部学務課に新たに放課後児童クラブ係を置くとともに、その所掌事務を定めるもの。

2 改正の内容

- (1) 教育局に副教育長を置くことができることとし、その主な職務を、教育長を補佐し、教育長の命を受け、重要な施策並びに特命事項及び新規教育行政課題についての事務を監督することとするもの。
- (2) 部長に事故がある場合で、重要又は異例な事務を処理しようとするときは、教育長又は副教育長の指揮を受けなければならないこととするもの。
- (3) 学校教育部学務課に新たに放課後児童クラブ係を置き、学務課の事務分掌に本市が運営する放課後児童クラブに関するものを加えるもの。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行するもの。

4 予算措置

不要

5 その他

- (1) 根拠法令又は関係法令
無
- (2) パブリック・コメント
実施済み・不要

川口市教育局組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○ 川口市教育局組織規則（平成10年教育委員会規則第2号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組織）</p> <p>第2条 教育局に内部組織として次の部、課及び係を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育部 (略) 学務課 <u>管理係 放課後児童クラブ係 教職員係</u> 学事係 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第5条 教育局に副教育長を置くことができる。</u></p> <p><u>2 副教育長は、教育長を補佐し、教育長の命を受け、重要な施策並びに特命事項及び新規教育行政課題についての事務を監督する。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第7条 部長に事故がある場合において、特に事務取扱者を命じていないときは、審議監を置く部にあつては審議監（審議監が2人以上置かれている場合は、あらかじめ部長が指定する審議監）が、その他の部にあつてはその事務を主管する次長（次長が置かれていない場合は、その事務を主管する課長）が、部長の職務を代行する。この場合において、重要又は異例な事務については、<u>教育長又は副教育長の指揮を受けなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条～10条 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第11条 第2条に定める課の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 教育局に内部組織として次の部、課及び係を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 学校教育部 (略) 学務課 <u>管理係 教職員係</u> _____ 学事係 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第6条 部長に事故がある場合において、特に事務取扱者を命じていないときは、審議監を置く部にあつては審議監（審議監が2人以上置かれている場合は、あらかじめ部長が指定する審議監）が、その他の部にあつてはその事務を主管する次長（次長が置かれていない場合は、その事務を主管する課長）が、部長の職務を代行する。この場合において、重要又は異例な事務については、<u>教育長_____の指揮を受けなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第7条～9条 (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第10条 第2条に定める課の事務分掌は、次のとおりとする。</p>

教育総務部 (略)

学校教育部

庶務課 (略)

学務課 (1) ~ (6) (略)

(7) 本市が運営する放課後児童クラブに関すること。

指導課 (略)

学校保健課 (略)

教育総務部 (略)

学校教育部

庶務課 (略)

学務課 (1) ~ (6) (略)

指導課 (略)

学校保健課 (略)

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案要綱

1 改正の趣旨及び内容

現在の川口市立文化財センター建物が解体され、郷土資料館を川口市立文化財センターとすることに伴い、衛生推進者の表中郷土資料館に関する規定を削り、文化財センター衛生推進者が担当すべき事業場を文化財センター及び別途設置する文化財課執務室とするもの。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するもの

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成18年条例第30号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 川口市教育局職員安全衛生管理規程（平成9年教育委員会規程第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第5（第8条関係） 衛生推進者			別表第5（第8条関係） 衛生推進者		
箇所	名称	充てる者の職	箇所	名称	充てる者の職
(略)			(略)		
<u>文化財センター及び文化財課執務室</u>	文化財センター衛生推進者	文化財センター所長	<u>文化財センター</u> (郷土資料館を含む。)	文化財センター衛生推進者	文化財センター所長
(略)			(略)		

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

保護者の利便性の向上及び学校の負担軽減を図るため、学校給食の申込手続をオンラインにすることができることとし、校長を経た申込書の提出を不要とするほか、その他必要な規定の整備を行うもの。

2 施行期日

令和6年4月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

川口市学校給食実施規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市学校給食実施規則（平成23年教育委員会年規則第3号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（学校給食の申込み）</p> <p>第2条 学校給食を受けようとする川口市立小学校に在学する児童及び川口市立中学校に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者は、<u>別に定める方法により、教育委員会に申し込まなければならない。</u></p> <p>（学校給食の実施）</p> <p>第3条 <u>教育委員会は、毎年度、</u>学校給食の実施期間及び予定回数を決定する。</p> <p>2 校長は、毎月の学校給食を必要とする人員を、前月の別に定める期限までに<u>教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>3 校長は、前項の報告の後、学校給食を中止する必要があるときは、<u>当該中止しようとする日の10日</u>（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、<u>教育委員会にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p>（学校給食費の納入）</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、あらかじめ概算額として、<u>学校給食費の年額</u>を定める。</p> <p>2 4月から翌年2月までに実施する学校給食に係る学校給食費は、前項の年額を11で除して得た額（以下「月額」という。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が<u>休日</u>に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに納入するものとする。ただし、児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条の規定により、保護者から児童手当を学校給食費の支払いに充てる旨の申出があったときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3 3月に実施する学校給食に係る学校給食費は、月額に対し年間の学校給食の実施回数の確定及び必要な精算を行い、<u>2月末日（その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）</u>までに納入するものとする。</p>	<p>（学校給食の申込み）</p> <p>第2条 学校給食を受けようとする川口市立小学校に在学する児童及び川口市立中学校に在学する生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者は、<u>校長を経て、教育長に学校給食申込書を提出するものとする。</u></p> <p>（学校給食の実施）</p> <p>第3条 <u>教育長は</u> _____、学校給食の実施期間及び予定回数を決定する。</p> <p>2 校長は、毎月の学校給食を必要とする人員を、前月の別に定める期限までに<u>教育長</u> _____に報告しなければならない。</p> <p>3 校長は、前項の報告の後、学校給食を中止する必要があるときは、<u>中止しよう</u> _____とする日の10日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）前までに、<u>教育長</u> _____にその旨を届け出なければならない。</p> <p>（学校給食費の納入）</p> <p>第4条 <u>学校給食費の額は、</u>あらかじめ概算額として、<u>年額を教育長が</u> _____定める。</p> <p>2 4月から翌年2月までに実施する学校給食に係る学校給食費は、前項の年額を11で除して得た額（以下「月額」という。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（その日が<u>市の休日</u>に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに納入するものとする。ただし、児童手当法（昭和46年法律第73号）第21条の規定により、保護者から児童手当を学校給食費の支払いに充てる旨の申出があったときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>3 3月に実施する学校給食に係る学校給食費は、月額に対し年間の学校給食の実施回数の確定及び必要な精算を行い、<u>前月末日</u> _____までに納入するものとする。</p>

4 教育委員会は、病気、事故その他特別の事情により、学校給食費の納入が第2項及び前項に規定する期限までにより難いと認めるときは、それらの規定にかかわらず、別に期限を定めることができる。

(月の途中から学校給食の提供を受ける場合等の特例)

第5条 転入学その他の理由により月の途中から学校給食の提供を受けた場合又は月の途中から学校給食の提供を受けなくなった場合の当該月の学校給食費は、教育委員会が別に定める一食当たりの単価に当該月に実際に学校給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とする。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。

(その他の特例)

第6条 教育委員会は、前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の全部若しくは一部を保護者から徴収せず、若しくはこれを保護者へ還付し、又は徴収すべき学校給食費の額を、一食当たりの単価により算定することができる。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。

(1) ～(4) (略)

(5) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(学校給食の中止)

第7条 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

(1) ～(3) (略)

2 前項の規定により学校給食を中止した場合において、児童生徒の保護者等に損害が生じても、市は、これを賠償する責任を負わない。

(委員会の設置)

第8条 教育委員会は、条例第3条に規定する企画、調査及び研究を行うため、別表に掲げる委員会を設置するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

4 教育長は、病気、事故その他特別の事情により、学校給食費の納入が第2項及び前項に規定する期限までにより難いと認めるときは、それらの規定にかかわらず、別に期限を定めることができる。

(月の途中から学校給食の提供を受ける場合等の特例)

第5条 転入学その他の理由により月の途中から学校給食の提供を受けた場合又は月の途中から学校給食の提供を受けなくなった場合の当該月の学校給食費は、教育長が別に定める一食当たりの単価に当該月に実際に学校給食の提供を受けた回数に乗じて得た額とする。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。

(その他の特例)

第6条 教育長は、前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費の全部若しくは一部を保護者から徴収せず、若しくはこれを保護者へ還付し、又は徴収すべき学校給食費の額を、一食当たりの単価により算定することができる。ただし、その結果、当該額が月額を上回ったときの当該月の学校給食費は、月額とする。

(1) ～(4) (略)

(5) その他教育長が必要と認めるとき。

(学校給食の中止)

第7条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、緊急に学校給食の全部又は一部を中止することができる。

(1) ～(3) (略)

2 前項の規定により学校給食を中止した場合において、児童生徒の保護者等に損害が生じても、市は、これを賠償する責任を負わない。

(委員会の設置)

第8条 教育長は、条例第3条に規定する企画、調査及び研究を行うため、別表に掲げる委員会を設置するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

未来創造・教育力向上特別委員会

の概要について

日 時 令和6年2月8日（木）
午前13時30分
場 所 議会第3委員会室

川 口 市 教 育 委 員 会

目 次

【報告事項】

1 学校給食費の改定について …… P 1

2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について …… P 2

【質疑応答概要】 …… P 7

1 学校給食費の改定について

(1) 価格改定の背景

昨今の物価高騰により現行の学校給食費では質、量を保った学校給食を提供し続けていくことは難しい状況になっている。

(2) 学校給食費の推移

(単位：円)

	小学校			中学校		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1食単価 (増加額)	238	273 (+35)	302 (+29)	279	324 (+45)	357 (+33)
公費負担額	なし	35	29	なし	45	33
保護者負担額	238	238	273	279	279	324
月額 (増加額)	3,895	3,895	4,467 (+572)	4,565	4,565	5,302 (+737)
年額 (増加額)	42,845	42,845	49,140 (+6,295)	50,215	50,215	58,320 (+8,105)

(3) 令和5年度の対応

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、食材料費の高騰分を市が負担することで、保護者負担を求めないこととした。

- ・1食あたり小学校は35円、中学校は45円を公費負担
- ※令和6年1月から3月までは、小学校は47円、中学校は59円を公費負担
- ・総額で約3億1,800万円、1人あたり小学校6,864円、中学校8,786円の支援

(4) 令和6年度の対応

ア 価格改定の経緯

教育委員会からの諮問により、川口市学校給食運営審議会で審議の上、令和5年12月19日に答申が示され、同年12月21日の教育委員会定例会にて令和6年度の価格を決定した。

イ 価格改定の概要

学校給食を構成する牛乳及び主食は過去3年間の対前年単価増加率の平均値を、副食は消費者物価指数を参考に、令和6年4月から1食あたりの単価を小学校は302円、中学校は357円に改定する。

ウ 保護者負担

令和5年度改定に伴う増加額の公費負担は廃止するが、保護者負担の急激な増加を軽減するため、令和6年度改定に伴う増加額を公費負担とすることを予定している。

- ・総額で約2億3,000万円、1人あたり小学校5,220円、中学校5,940円の支援

2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について

(1) いじめ根絶に向けた取り組み

ア いじめ対応教員研修会

- (ア) 日時及び場所 令和5年10月11日(水) 午後3時
川口市立上青木公民館 体育ホール
- (イ) 対象者 市立小・中・高等学校のいじめ対応教員83人
- (ウ) 研修内容 講師 埼玉県教育局県立学校部生徒指導課
生徒指導・いじめ対策・非行防止担当指導主事
坂本 義匡 氏
- ・埼玉県内のいじめ問題の現状について
 - ・埼玉県内のいじめ未然防止に係る取組状況について
 - ・いじめの組織的対応について

イ 生徒指導担当指導主事による要請訪問(実施報告)

(ア) 実施校(日程順)

- ・4月24日(月) 柳崎小学校
- ・5月29日(月) 慈林小学校
- ・7月21日(金) 仲町小学校
- ・7月26日(水) 新郷東小学校
- ・8月21日(月) 青木中央小学校
- ・8月23日(水) 十二月田小学校、十二月田中学校
- ・8月24日(木) 上青木小学校、上青木南小学校、上青木中学校、
飯塚小学校、原町小学校、西中学校、新郷小学校
- ・8月28日(月) 元郷小学校、里小学校
- ・8月29日(火) 鳩ヶ谷小学校、桜町小学校、鳩ヶ谷中学校
- ・8月30日(水) 神根小学校、東領家小学校
- ・9月1日(金) 前川小学校
- ・10月23日(月) 神根東小学校
- ・10月30日(月) 幸並中学校
- ・1月5日(金) 中居小学校
- ・1月9日(火) 前川小学校、辻小学校

(イ) 対象者 要請訪問を実施した小・中学校の教職員

(ウ) 主な内容

- ・いじめ対応について
- ・不登校対応について
- ・生徒指導の在り方について
- ・自殺予防、自傷行為について
- ・小・中学校の連携について

- ・生徒指導提要の改訂のポイントについて
- ・保護者対応について

ウ いじめゼロサミット

- (ア) 日時及び場所 令和5年12月20日(水) 午後2時30分
 小学校 埼玉県産業技術総合センター 1F多目的ホール
 中学校 川口市立高等学校 小ホール
- (イ) 参加者 市立小・中学校代表児童生徒 各1人
- (ウ) 第16回スローガン
 「考え、学び、実践しよう」～みんなで決める その一歩～
- (エ) 内容
- ・いじめ予防授業
 講師 小学校 東京弁護士会 朝妻 理恵子 氏
 中学校 東京弁護士会 田伏 いづみ 氏
 - ・研究協議(グループ協議)
 いじめ撲滅に向けた取り組みについて(人権の観点から)
 令和6年度いじめ撲滅スローガンについて
 - ・感想等発表
 - ・指導講評
 小学校 市教育委員会生徒指導担当指導主事
 中学校 埼玉大学教育学部准教授 中川 律 氏

(2) いじめ問題に関する調査状況

今回報告する4事案のうち、2事案については、いじめ問題調査委員会を設置しており、調査継続中である。

残りの2事案については、いじめ問題調査委員会の設置を希望しない旨の回答があり、いじめ重大事態としての対応を終結した。

【報告の概要】

事案	調査委員会等の対応状況	事案の状況
15	いじめ問題調査委員会(第5回)	継続中
16	いじめ問題調査委員会不要	終結
17	いじめ問題調査委員会不要	終結
18	いじめ問題調査委員会(第1回)	継続中

ア 事案15について

(ア) 経緯

令和5年7月27日、個人面談の際、A保護者から学校に「AがBから悪口や陰口を言われている。Cからにらまれた。修学旅行も行きたくないと言っている」との訴えがあり、同日、学校はいじめを認知した。

同年9月6日、A保護者から学校に「Aが修学旅行も行きたくない。仲間外れにされているように感じると言っている」との訴えがあり、Aは学校を欠席した。

同年9月8日、A保護者から学校に「卒業までは学校に行かせたくない。学校と縁を切るつもりはない」との訴えがあった。

同年9月21日、A保護者から学校に「いじめ問題解決に向けての要望書」が提出され、いじめに関する調査及び再発防止策について文書で回答するよう要望があった。

同年9月26日、学校は、Aの欠席が14日となり、相当期間の欠席をしていると捉え、A保護者へいじめ重大事態として対応する旨を説明した。

同日、学校はA保護者に「いじめ問題解決に向けての要望に関する回答書」を提出した。

同年9月29日、市教育委員会は、学校から本事案についての報告を受け、同日、市教育委員会は学校へいじめ重大事態として適切に対応するよう指示するとともに、7月27日、9月6日のA保護者からの訴えのあと速やかに調査をするべきであったことについて指導した。

(イ) 調査状況

令和5年9月22日、学校はBとCを含む同級生10人から聞き取りを行い、BとCはAへの悪口等を認めた。

同年9月25日、学校は同級生13人から聞き取りを行なった。

同日、学校は同級生全員を対象にいじめアンケートを実施した。

(ウ) その後の状況

令和5年10月6日、学校はA保護者にいじめ重大事態としての対応について説明を行い、いじめ重大事態に関する調査委員会の設置を希望する旨の意向を確認した。学校は、学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を設置することとした。

同年11月6日、第1回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年11月13日、市長に重大事態の発生及び学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を立ち上げた形で対応を行なっていることについて報告した。

同年11月27日、第2回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年11月29日時点で、Aの欠席は54日で、修学旅行も欠席した。

同年12月13日、第3回いじめ問題調査委員会を開催した。

同年12月21日、第4回いじめ問題調査委員会を開催した。

令和6年1月24日、第5回いじめ問題調査委員会を開催した。

イ 事案16について

(ア) 経緯

令和5年10月17日、市教育委員会は、学校からAに関するいじめ重大事態として対応すべき事案についての報告を受けた。

(イ) 調査状況

A保護者の意向により、聞き取りや調査が行えないため、詳細は不明である。

(ウ) その後の状況

令和5年10月24日、学校はA保護者と面談を行い、重大事態に関する説明及び調査委員会の設置の意向を確認したところ、同日、A保護者から調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

同年11月13日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げない形での対応を行なっていることについて報告した。

ウ 事案17について

(ア) 経緯

令和5年9月13日、A保護者から学校に「Aがいじめを受けている。学校に行きたくないと言っている」との訴えがあり、学校はいじめを認知した。具体的な訴えの内容は、胸ぐらをつかまれる、殴られる、「やっばこいつ、よえーわ」と言われるとのことであった。

同年9月27日、市教育委員会は、学校から本事案についての報告を受け、まずは校内のいじめ防止対策組織で対応することやA及びA保護者に寄り添い、丁寧に対応を進めるよう指示した。なお、同日時点でAの欠席は11日であった。

同年10月3日、A保護者から学校に、Aがオンライン授業に参加できるようになり、前向きになっていることやAが自分自身で解決したいと思っていることについて連絡があった。また、A保護者はAを登校させることについて、2～3週間待ちたい、焦らせたくないとの意向であった。

同年10月20日、市教育委員会は、学校から本事案についての報告を受け、本事案に関わる欠席が28日となり、相当期間の欠席をしていることから、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和5年9月13日、学校はAのクラスメイト18人と個人面談を行なったが、事実確認には至らなかった。

A保護者も家庭でAに聞き取りを行なっているが、加害者の特定には至っていない。

(ウ) その後の状況

令和5年9月13日以降、学校はA保護者との連絡を密に行い、A及びA保護者の意向を確認しながら対応を継続している。

同年10月23日、学校はA保護者と面談を行い、重大事態に関する説明及び調査委員会の設置の意向を確認したところ、10月28日、A保護者から調査委員会の設置を希望しない旨の意向確認書が提出された。

同年11月13日、市長に重大事態の発生及び調査委員会を立ち上げない形での対応を行なっていることについて報告した。

なお、Aは、2学期の終業式に出席することができ、3学期の始業式から登校している。

エ 事案 18 について

(ア) 経緯

Aは、令和5年6月2日から病気等による欠席が続いていた。学校は、7月26日、8月29日にA及びA保護者と、9月29日にA保護者と、学習や生活についての面談を行なった。

同年10月23日、学校は、A及びA保護者と面談を行なった際、A保護者から「欠席の理由がBとCからのいじめであった」との訴えがあり、いじめを認知した。同日までのAの欠席は69日であった。

同日、市教育委員会は学校から本事案についての報告を受け、相当期間の欠席をしていることから、学校へいじめ重大事態として適切に対応を進めるよう指示した。

(イ) 調査状況

令和5年10月24日、学校は、BとCにそれぞれ聞き取りを行い、Bは「クソ」「クズ」「きれい」「デブ」「アホ」「バカ」などと言ったことを認め、Cは「あっち行け」「邪魔だから」と言ったことを認めた。また、BとCは、過去の悪口や物を隠す行為も認めた。

同年10月25日、学校は、A保護者に聞き取った内容について説明した。

同年10月26日、学校は、B及びB保護者並びにC及びC保護者と面談を行い、事実確認と説明を行なった。

同日、学校はA保護者に、B及びB保護者並びにC及びC保護者との面談内容を伝えたところ、他にも関わっている同級生がいるとのことから、引き続き事実確認を行なっていくことについて説明した。

市教育委員会は、学校がA及びA保護者並びにB及びCから聞き取った内容を確認し、過去のいじめを認知していなかったことや保護者への説明を含む対応について、指導を行なった。

(ウ) その後の状況

令和5年10月25日、学校はA及びA保護者に、重大事態に関する説明を行なった。

同年11月13日、市長に重大事態の発生及び学校主体での対応を行なっていること、また、調査委員会の設置の意向については、回答待ちであることについて報告した。

令和6年1月10日、学校は再度、A保護者にいじめ重大事態としての対応について説明を行い、いじめ重大事態に関する調査委員会の設置を希望する旨の意向を確認した。学校は、学校の組織に第三者を加える体制での調査委員会を設置することとした。

同年1月25日、第1回いじめ問題調査委員会を開催した。

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和6年2月8日)

学校教育部 学校保健課

質 疑	応 答
1 学校給食費の改定について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(池田 けい 委員)</p> <p>給食費の改定について、単価の算出に際し、副食は消費者物価指数を参考にしたとのことだが、いつ時点の数値を参考にしたのか。</p> <p>(池田 けい 委員)</p> <p>物価高騰は今後も続くことが想定されるが、今後の見通しについてはいかがか。</p> <p>(池田 けい 委員)</p> <p>令和6年度以降の公費負担についての考えはいかがなものか。</p> <p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>保護者負担について、無償化をしている自治体もある中で、保護者負担の増加をどのように決定したのか。</p>	<p>< 応 答 ></p> <p>(学校保健課長)</p> <p>副食は、令和5年度の学校給食費を算出した際に参考とした令和4年8月時点の数値を基準とし、令和5年8月時点までの指数である1.082を参考としたものである。</p> <p>(学校保健課長)</p> <p>今後の物価高騰について、現時点で見通しを立てることは困難と考える。</p> <p>(学校保健課長)</p> <p>公費負担については、経済状況を踏まえて判断してきたものであるため、令和6年度以降の公費負担についても経済状況等を総合的に勘案して判断したいと考えている。</p> <p>(学校保健課長)</p> <p>学校給食法では、施設・設備に要する経費以外の費用である食材費は保護者の負担と規定されているため、食材費に係る給食費の増額分も基本</p>

質 疑	応 答
<p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>保護者負担について、川口市学校給食運営審議会の審議の中で議論をもっとすべきではないかと感じたが、どのように考えているのか。</p>	<p>的には保護者の負担と考える。</p> <p>(学校保健課長)</p> <p>審議会は、学校給食費の適正な金額についての議論をする場であり、保護者負担や公費負担は市の政策として決定するものであると考えている。</p>
<p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>食材の選定について、令和6年度以降に行う予定の取り組みはどのようなものなのか。</p>	<p>(学校保健課長)</p> <p>複数の業者が取扱う食材を選定することができるように食材の規格緩和を行うこと、価格が著しく高騰している食材の使用は避けること、安全性が担保されている外国産食材の使用についても検討を行うこと等の取り組みを予定している。</p>
<p>(松本 幸恵 委員)</p> <p>国は、学校給食法では食材費用を保護者の負担としているが、公費負担を妨げるものではないともしており、子育てしやすい街づくりのため、市として保護者負担に関してもっと議論を行っていただきたい。また、地元産の食材活用を今後も進めていただきたい。(要望)</p>	
<p>(奥富 精一 委員)</p> <p>食材費以外で市が負担している費用はいくらなのか。</p>	<p>(学校保健課長)</p> <p>市として予算計上している運営費用の令和4年度決算額としては、自校調理校で市の調理員が</p>

質 疑	応 答
<p>(奥富 精一 委員)</p> <p>給食費を無償化した場合の市の負担額はどのくらいなのか。</p>	<p>調理を行う場合は1食あたり349円、委託調理の場合は1食あたり284円、学校給食センターの場合は1食あたり338円である。</p> <p>(学校保健課長)</p> <p>令和6年度の単価をもとに計算した場合は約24.3億円、令和5年度の単価をもとに計算した場合は約22億円が必要となる。</p>
<p>(奥富 精一 委員)</p> <p>東京では無償化を行っているところもあるが、東京都としての無償化に係る予算はどのくらいなのか。</p>	<p>(学校保健課長)</p> <p>具体的な金額はわからないが、東京都は無償化した自治体に対して1/2の補助を行う予定である。</p>
<p>(奥富 精一 委員)</p> <p>今後の物価高騰に対する対策についてはどのようなことを考えているのか。</p>	<p>(学校保健課長)</p> <p>コスト意識をしっかりと持ち、たとえば調理業務の委託化や学校の適正規模、適正配置を踏まえた施設のあり方なども検討しなければならないと考えている。</p>
<p>(関 由紀夫 委員)</p> <p>令和6年度の保護者負担額、市の公費負担額については、どのように検討してきたのか。</p>	<p>(学校保健課長)</p> <p>市長部局側と議論を行い検討してきたところである。</p>

質 疑	応 答
<p>(稲川 和成 委員)</p> <p>川口市学校給食運営審議会での審議の中で、保護者の代表であるPTAの代表者等からはどのような意見が出ていたのか。</p> <p>(稲川 和成 委員)</p> <p>本市の給食費については妥当な金額であると考えてるが、保護者負担の軽減に今後も努めていただきたい。(要望)</p>	<p>(学校保健課長)</p> <p>委員からの意見としては、価格改定はやむを得ないという意見、大幅な増額を一度に行うのではなく少しずつの増額の方が良いという意見、外国産食材の活用については安全性が担保されているのであれば活用も検討すべきであるとの意見等をいただいた。</p>

未来創造・教育力向上特別委員会質疑応答概要

(令和6年2月8日)

学校教育部 指導課

質 疑	応 答
2 いじめ根絶に向けた取り組み状況について	
<p>< 質 疑 ></p> <p>(稲川 和成 委員)</p> <p>(1) のウ、いじめゼロサミットについて、いじめ予防授業で、小中学校会場に講師として東京弁護士会から2名選定している。講師がいじめ事案にどのように関わってきたのか、講師選定に関わる経緯を伺いたい。</p> <p>(稲川 和成 委員)</p> <p>事案15について、7月27日に個人面談の際に保護者から初めて聞き、学校が認識したとあり、また、教育委員会から学校へ、初めて聞いた時点で速やかに調査すべきであったと指導した旨の記</p>	<p>< 応 答 ></p> <p>(指導課長)</p> <p>講師2名については、東京弁護士会に依頼しており、いじめゼロサミットの趣旨を説明した上で講師を選定している。</p> <p>小学校会場で講師を務めた朝妻弁護士は、民事事件を中心に扱うほか、児童相談所の協力弁護士として、また子どもの虐待問題に取り組んでいる。いじめ問題については、子ども達向けの「いじめ予防授業」、保護者や教職員向けの講演活動等に尽力されていると伺っている。</p> <p>中学校会場で講師を務めた田伏弁護士は、法教育委員会、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の委員、小中学校での「模擬裁判」や「いじめ予防授業」等に尽力されていると伺っている。</p> <p>(指導課長)</p> <p>委員ご指摘のとおり、教育委員会としても問題と捉えている。なぜ、これほど期間があいているのか、学校に聞き取りを行った。</p> <p>理由としては、夏季休業に入ってしまったた</p>

質 疑	応 答
<p>載がある。まさにその通りではあるが、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例が、事案15についてはいまだに生きていない。いじめ対応教員、担任等、事前にアンテナを張っていれば、おかしいと感じ取れたはずである。いじめ対応教員、担任等に聞き取りを行っているとは思いますが、それぞれどのような弁解をされたのか。</p> <p>(稲川 和成 委員)</p> <p>厳しく指導したのはいいが、はっきり言って教育者として失格である。夏季休業に入り、自分の余暇を楽しみたいから、どうでもいいという気持ちが伺える。</p> <p>指導を行ったとのことだが、現場の責任者である校長、いじめ対応教員、担任等、具体的に誰が誰に厳しい指導を行ったのか。</p> <p>(稲川 和成 委員)</p> <p>指導課長が校長に、担当指導主事が担任といじめ対応教員に、とのことだが、事案15については、調査委員会が5回まで進んでいる。これは、かなり深刻な問題で、過去にもマスコミに取り上げられた事案があった。このような前例があるにも関わらず、なぜこのような事案が起きてしまうのか。校長の配置については、市において人員配</p>	<p>め、後回しにしてしまったとのことであったが、教育委員会としても、それは理由にならないこと、すぐに家庭訪問に伺い事実確認を行う、また加害者の名前が出たのであれば事実確認を行い、謝罪まで行う等、迅速に行うべきであったことについて厳しく指導した。</p> <p>(指導課長)</p> <p>指導課長から校長に、担当指導主事から担任及びいじめ対応教員に対して行った。</p>

質 疑	応 答
<p>置ができるはずである。校長の経歴等を考えて、 適材適所に配置をすべきである。(要望)</p>	

令和6年度子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰の受賞について

1 被表彰館 川口市立中央図書館

2 表彰の趣旨

子供が、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができない読書活動の一層の推進に資するため、積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている図書館に対し、文部科学大臣が表彰するもの。

3 被表彰館の子供の読書を推進する活動の概要

(1) 学校連携による読書推進

オンラインによる図書館見学・授業支援・体験講座

(2) 多様な子供たちへの支援

不登校支援、出張ブックトーク等の出前講座や移動図書館・公民館の読書コーナーを活用した年間通じた交流

(3) 子供の視点に立った環境整備・活動の充実

「子ども読書の日」や夏休みでのイベント及び図書館のお仕事体験

(4) 幼少期から本に親しむ環境づくり

不読率低減のための保育所長会での「川口市子ども読書活動推進計画」の周知とリサイクル本の提供及びティーンズコーナーの充実

4 経過

10月 埼玉県教育長へ推薦書提出

受賞決定: 3月18日(月)

表彰式: 4月23日(火) 国立オリンピック記念青少年総合センター

5 図書館既受賞歴

平成20年度 川口市立中央図書館